

〔その他(論壇)〕

秋入学制移行と私立大学収支

小川 雅弘

要旨

大学の秋入学制を全面的に導入すると、導入初期4年間にわたって授業料収入が1割程度減少する。他方で支出への影響はわずかである。したがって多くの私立大学はその財政的負担のため秋入学制の導入を見送る可能性が高い。かくして、秋入学制大学と従来どおり春入学制大学の二層構造が生まれるおそれがある。

キーワード：秋入学制，大学収支，学費収入，授業料収入

はじめに

東京大学が秋入学制導入に動きだし、2011年12月中間報告（東京大学入学時期の在り方に関する懇談会『将来の入学時期の在り方について——よりグローバルに、よりタフに——（中間まとめ）』2011年12月8日；以後、「中間報告」と略称）に続いて2012年3月に最終報告（東京大学入学時期の在り方に関する懇談会『将来の入学時期の在り方について——よりグローバルに、よりタフに——（報告）』2012年3月29日（『東京大学学内広報』2012年4月）；以後、「最終報告」と略称）をまとめた。さらに2012年5月に「研究大学」（最終報告p29）11校（北海道，東北，筑波，早稲田，慶応，東京工業，一橋，名古屋，京都，大阪，九州の各大学）に「入学時期の在り方の見直しをはじめとする教育改革の協議体づくりを呼びかけ」（最終報告p29）で教育改革推進懇話会を設立した。中間報告と最終報告の間の2012年3月2日には東京大学総長が秋入学制に関して古川国家戦略担当大臣と会談して要望を述べている。

2012年2月には一橋大学が独自案を公表している（「春に入学，授業は秋から，一橋大が独自案検討」『日本経済新聞』2012年2月22日）。

文部科学省は，秋入学制のデメリット・困難・財政負担の重さを認識しているのか，次の新聞報道などを見る限り，今のところ慎重なようである。

「文科省幹部は「入試のあり方は教育システム全体にかかわる重要な問題なので，軽々に踏み込めない」と明かす。東大などが導入を検討している秋入学については，「各大学の検討の推移を見守りつつ，課題への対応方策などを検討」と，玉虫色の表現だ。」（「教育改革案，ポイントは 予算配分メリハリ，大学を淘汰 飛び入学制，来年度中に結論」『朝日新聞』2012年6月29日）

秋入学制に関して、国際化への実効性・ギャップイヤーの問題などについてはかなり議論がある。たとえば、東京大学内でも次のような意見書が出されている。

東京大学大学院総合文化研究科入学時期検討特別委員会『教育の国際化ならびに入学時期の検討に係わる意見書』2012年3月3日

秋入学制の経済的影響としても、家計についてギャップイヤー中の負担や卒業・就職の半年から1年の遅れが指摘され、企業について大学卒業者の労働市場参入の遅れによる労働力が減少などが指摘されている。

大学への経済的影響のうち大学収支とりわけ収入については、楽観的な意見が多く、秋入学制導入初年度における半年分の学費収入減少、と思われている節がある。たとえば、下記のような言説である。

「実は、秋入学は、25年前に政府の臨教審・臨時教育審議会で提言されて以来、ずっと議論されてきたものです。当時は、日本の大学が一斉に秋入学に移行するとなると半年間授業料収入がなくなるために、数千億円が必要になると言われ、見送られたいきさつがあります。」(早川信夫 NHK 解説委員「NHK 時論公論「東京大学秋入学実施へ」」2012年1月18日 <http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/106813.html>)

「入学時期の移行を巡っては、導入初年度の半年間、新入生の授業料収入が途絶えるなど、収入に占める授業料の割合が高い私立大ならではの問題点も指摘されている。」(「秋入学、私大連が調査、加盟大、メリット・課題共有」『日本経済新聞』2012年2月11日)

「学費などの大学の収入も半年遅れとなる。経営的に追い込まれる私学も出てくることが予想される。」(大野栄人(愛知学院大学長)【対論】大学秋入試は必要か『朝日新聞』東海版、2012年6月24日)

日本私立大学連盟の加盟大学アンケートで秋入学制反対の8校の反対理由に「大学経営への影響」があるとのことだが(「秋入学、私大の8割検討、私大連調査——移行賛否は7割が留保」『日本経済新聞』2012年3月29日)、具体的にどのような影響を想定しているのかは不明である。

しかし、小稿第1節で見えていくように秋入学制は大学収入へ相当な影響を及ぼす。次の記述から見て(中間報告も同様)、東京大学の報告書はこの問題を認識していると思われる。

「なお、大学運営の面をみると、秋季入学の実施は、単に入学時期をずらすだけであるならば、経過期間における収入減やキャッシュフローへの影響が生じるものの、多大な直接コストを恒常的に発生させるものではない。」(最終報告書 p13)

- 「デメリット 6-1 移行期における収入減やキャッシュフローへの影響、コストが生じる
- ・学部新入生の授業料の減収(授業料半期分相当:約▲8億円/年)
 - ・導入前年度の入学金の減収(入学年度に徴収する場合)(約▲9億円)」(最終報告 p15 図表A)

この「デメリット」中の約8億円と約9億円は、次のように導いていると推測できる。

約 8 億円＝国立大学授業料53万円×東京大学1学年定員3182人／2

約 9 億円＝国立大学入学金28万円×東京大学1学年定員3182人

また2012年3月2日に総長が古川国家戦略担当大臣の会談で手渡した「秋入学に関する東京大学の検討状況及び政府支援について」（別紙）「政府による環境整備を期待したい事項（例）」中に

「＜移行措置＞ ○移行期間における授業料等の減収への手当て」（最終報告 p15 図表A）との項目が入っている。

ただし、デメリットの強調を避けたいためか、最終報告および「政府による環境整備を期待したい事項（例）」は、「経過期間」・「移行期における」・「移行期間」という導入年における半年のみと誤解されやすい表現を用い、移行期は4年あまりだと明示していない。

秋入学制導入にともなう移行期における在学生数減少は、私立大学への国庫補助金や国立大学法人への運営交付金へ影響する可能性もある。上記の東京大学の国家戦略担当大臣への要望は、この問題を意識しているようにも見える。

小稿は、これらの秋学期入学の大学収支への影響を確認していく。

1. 大学収入への影響

1-1 東京大学案

東京大学の秋入学制とは、3月までに入学許可・9月（あるいは10月）入学とし、高校卒業から入学までの半年間をギャップイヤーとする、という案である。小稿は、秋学期入学の影響を明確に見るため、秋入学制全面導入、すなわちすべての入学生が秋学期入学という場合を考えていく。

秋入学制移行にともなう授業料等（学生納付金から入学金を除いた授業料・施設費・実習費など）の減収は、初年度のみではなく4年間続く。

図1 秋入学（東京大学案）

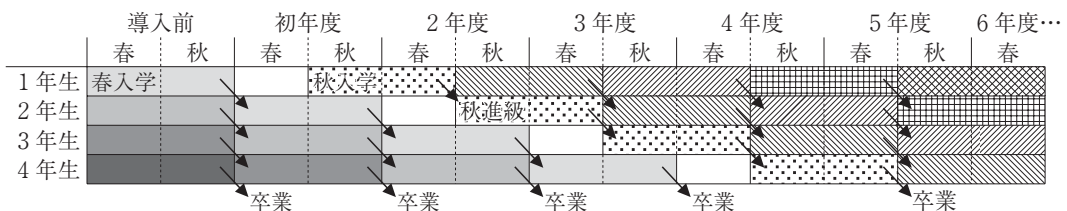


図1のように、秋入学制度導入初年度の春学期には1年生不在で2～4年生の3学年分の学生しか在籍せず、秋学期に1年生が入学して初めて4学年分の学生がそろそろ。したがって、1年生春学期の授業料等は発生しないから、その分の減収となる。この点は一般に認識されているようだが、導入2年度目の春学期には秋入学導入前の春入学生が3・4年生へと進級するが、前年度秋入学の1年生は1年生第2セメスターを迎えて1年生のままであり、2年生は存在しない。つまり1・3・4年生の3学年分の学生しか在籍しない。秋学期になって、前年度秋入学の1年生が2年生へと進級し、かつ新たな秋入学1年生を迎

えて初めて4学年分の学生がそろふ。つまり導入2年度目にも2年生春学期分の授業料等の減収が起きる。同様に、第3年度の春学期には春学期入学の3年生が4年生へと進級するが、2年度前秋入学の2年生は秋まで進級しないから3年生が存在せず、第4年度の春学期には3年度前秋入学の3年生はまだ進級せず4年生が存在せず、3学年分の学生しか在籍しない。秋学期制導入第5年度になり、春学期には1年生から4年生まで秋入学生が在籍し、秋にそれぞれ進級・卒業すると同時に秋入学新入生を迎え、初めて春・秋学期とも4学年分の学生がそろふ。

このように、秋入学制度導入初年度の春学期には1年生不在、2年度目春学期には2年生不在、3年度目春学期には3年生不在、4年度目春学期には4年生不在であり、授業料等収入は導入初年度から4年間にわたり1学年春学期分だけ減少する。すなわち、4学年春・秋＝8学期分のうちの1学年1学期分の減少によって、授業料等は8分の1＝12.5%の減収となる。

医学系・薬学系の6年制学部の場合には、4年制学部の場合と同様に全6学年春秋分の1学年春学期授業料等、すなわち12分の1の減収が6年間続くことになる。

実際には留年生も存在するので、分母が“4学年春・秋＋留年生春・秋”と大きくなり、授業料等の減少割合は上記数値よりも若干は低くなる。他方で、5年度目の5年生が春学期不在となり、5年目以降にも若干の減収が起きる。

入学金については、徴収時期を変えずに前年度中に納入ならば、たとえば2013年9月入学者は合格後3月までに入学金納入ならば、秋入学制導入時にも変化は無い。徴収時期を新年度4月以降とすれば、東京大学の報告書も指摘するように、導入の前年度1年目だけ入学金収入が存在せず、その分の減収が生じる。

1-2 一橋大学案

一橋大学の独自の秋入学制案について報道されている（「春に入学，授業は秋から，一橋大が独自案検討」『日本経済新聞』2012年2月22日）。4月入学から7月までを「導入学期」，1年生秋学期（9～12月）から本格的な大学教育を開始し，4年生の最後の3カ月（12月後半～3月）を「修了学期」とし，実質的な学部教育は7学期で終える，という案である。

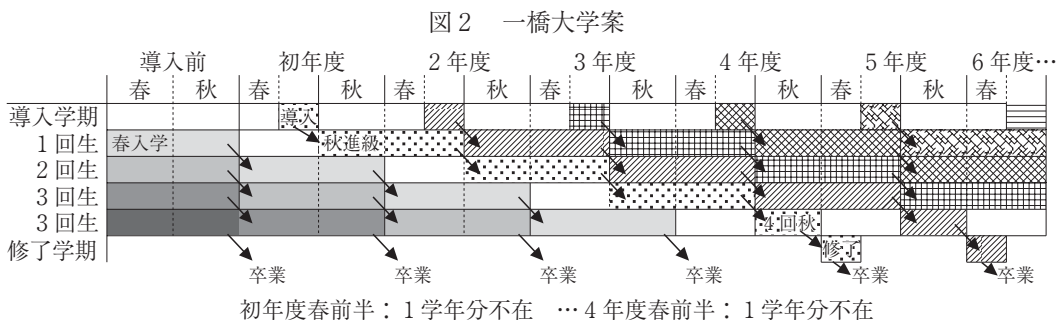


図2のように、導入初年度には春学期前半には1年生が不在であり、その後移行4年目まで春学期前半には3学年分の学生しか在籍しない。移行5年度目になって修了学期生が春学期前半に存在し、4学年分の学生がそろろう。

したがって、導入学期および修了学期の授業料等を通常の学期の半分（年間授業料等の $1/4$ ）と設定する場合、移行初年度～4年度の春学期前半に1学年分の学生が不在だから、

$$(1 \text{ 学年春} / 2) / 4 \text{ 学年春} \cdot \text{秋} = 16 \text{ 分の } 1 = 6.25\%$$

の減収が移行期4年間続く。

導入学期および修了学期の授業料等を通常学期の半額よりも低く設定するならば、引き下げ分だけ上記のよりも大きな減収となる。

導入学期および修了学期の授業料等を通常学期と同額（年間授業料等の半分）と設定する場合には、移行期の春学期にも従来の春学期と同額の授業料等収入があり、移行5年目以降は修了学期分の授業料等の増収となる。

1-3 補助金・運営交付金

私立大学への国庫助成は収入の1割程度を占めるが、算定基準中の在籍学生ベースの部分について、春学期の在籍学生数減少のため4年間減額になるおそれがある。国立大学法人でも、国からの運営交付金について同様のおそれがある。東京大学では2010年度決算で学費収入（入学金・検定料を含む）は収入（付属病院収入を除く）の8%で運営交付金は46%であり、地方国立大学ではおおよそ学費収入は2割、運営交付金は6割程度であり、授業料収入の減少の影響は比較的小さいかもしれないが運営交付金減額の影響はかなり大きいだろう。

また、現在のように国庫助成や運営交付金の算定において5月1日在籍学生数を基準にするならば、秋入学導入4年間は5月1日在籍学生数は $3/4$ （留年生を考慮しない場合）だから、国庫助成や国立大学法人運営交付金の減額はその分大きくなる。

2. 大学支出への影響

東京大学案について支出への影響を見ると、前節で見たように移行初年春学期に1年生不在なのだから、1年生限定の科目は不開講となる。移行2年目には2年生限定科目、移行3年目には3年生限定科目、移行4年目には4年生限定科目が不開講となる。実際には、1年生限定の外国語・コンピュータ操作・スポーツ・1年生演習と、2年生向の外国語などしか該当しないだろう。また1・2年生向科目でも、再履修学生向けのクラスは開講せざるをえない。

開講授業数が減少しても専任教職員の人件費には影響しない。したがって減少する支出は、上記科目担当の非常勤教員の人件費と授業用の消耗品などである。非常勤講師手当は、専任教職員人件費にくらべ低額であり、大学支出に占めるは低い。

つまり、秋入学制導入1年目に1年生向け外国語・コンピュータ操作担当の非常勤講師

手当，導入2年目に2年生向け外国語担当の非常勤講師手当など比較的少額の減少があるだけだろう。

附) 専業の非常勤講師の収入

上記の事態を，収入が非常勤講師手当だけのいわゆる専業非常勤講師から見ると，かなり大きな問題である。1年生科目だけ担当の非常勤講師は，勤務先大学が秋入学制を導入した1年目には，春学期授業がないのだから当該大学からの収入は秋学期授業だけからとなり，年収は1/2となる。2年生科目だけ担当の非常勤講師は，勤務先大学が秋入学制を導入した2年目に，春学期授業がなく当該大学からの収入は1/2となる。1年生科目と2年生科目を同数担当の非常勤講師は，勤務先大学が秋入学制を導入した1年目春学期に1年生科目が不開講で2年目春学期に2年生科目不開講だから，当該大学からの収入は2年間1/4減収となる。

3. 私立大学の状況

日本の私立大学の収入に占める学生納付金の比率は高い。2010年度決算で学生等納付金は収入の77.2%を占める（資料：日本私立学校振興・共済事業団『今日の私学財政（平成22年度版）』）。入学金は私立文系・理系とも学生等納付金のおおよそ4～5%ほど（資料：文部科学省「平成22年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額調査」）つまり授業料等は学生納付金の95～96%だから，授業料等の12.5%減は，学生等納付金の12.5%×95%で約12%の減少，総収入の12%×77.2%で約9%の減少となる。これが秋入学制導入から4年間続くのである。前述のように留年生を考慮すれば，これよりはやや小さくはなる。

もし入学金を新年度4月以降に納入とするならば，前述のように導入初年度の前年度1年間だけ入学金収入がなくなる。

このように，私立大学にとって，秋学期制度導入にともなう収入減少は大きな負担となる。企業の経常利益率に相当する指標として私立学校法人会計では，次のように定義される 帰属収支比率が用いられる。

$$\text{帰属収支比率} = (\text{帰属収入} - \text{消費支出}) / \text{帰属収入}$$

帰属収支比率10%未満（マイナスも含む）の大学法人は，2010年度決算・法人数ベースで表1のとおりである。

総収入が9%減少すると，帰属収支比率10%未満の私立大学——都市部大規模校でも4割，地方大規模校で大半，中小規模校は都市部・地方とも7割程度——は帰属収支が0近辺あるいはマイナス（赤字）となる。これが4年間続く。これは法人数ベースであり，学生定員の多い大規模学校法人は収支状況が良好で，小規模法人は収支状況が困難という傾向なので，学生数ベースで見れば影響は小さめになるだろうが，これらの大学が秋入学制に移行するにはかなりの覚悟が必要だろう。

表1 帰属収支比率10%未満の私立大学（2010年度決算）

大学 カテゴリー	総学校数	帰属収支比率 10%未満(校)	構成比
都市・大規模	114	48	42.1%
地方・大規模	129	72	55.8%
都市・中小規模	104	77	74.0%
地方・中小規模	232	180	77.6%

注) 都市：政令指定都市・東京23区

地方：上記以外

大規模：在籍学生数が2,000人以上

中小規模：在籍学生数が2,000人未満

資料) 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（平成23年度版）（速報値）」

4. 結 び

以上のような状況を認識すれば、国公立大学および財政基盤の強い都市部大規模私学が秋入学制度へ移行し、財政力の弱い大学は春入学制度のまま、という事態が予想される。国際化した国公立大・都市部大規模私学と適応できなかった中小大学という二層構造が生じるという事態である。さらに、東京大学をはじめとする入学難易度の高い国立大学の学生では、高収入家計出身者の比率が高いから、秋入学による収入稼得の遅れに耐えられる高収入家計の学生が入学難易度の高い国立大学・都市部大規模私学へという傾向が、秋入学制によって強められる可能性もある。

東京大学の報告書も、このような問題について理解し、より多くの大学からの支持の必要性も感じていると思われる。小稿「はじめに」で述べたように、東京大学総長は古川国家戦略担当大臣の会談で、国立大学法人の運営資金と私立大学への国庫助成に関する配慮を求めている。さらに、最終報告では中間報告に無い次の文（下線部）が加えられている。「(2) 学外との関係 ③政府との関係「本学と同様、グローバル化や国際競争を志向する大学が積極的に改革を進めていくことができるよう、国立大学の基盤的経費や私学助成における配慮、機能強化に汗を流す大学への重点的支援、留学生受入れや日本人学生の海外留学への経済的支援などの拡充が必要である。秋季入学への移行に伴って発生する過渡的・追加的なコストについても、こうした大学改革への重点的支援の一環として適切に手当てされることを期待したい。」（最終報告 p 31）

秋入学制導入にともなう大学の二層化の懸念に関して、どのような状況を意識してかは不明だが、すでに次の指摘がある。

河本武（ユーハイム社長）「ただ、移行するならば全部の大学が秋に移った方が望ましい気もする。（中略）一部の難関大学が秋入学に移行し、それ以外の大学が春入学のままという二重構造には問題がある。」（「秋入学こう考える(5)グローバル人材育成を」『日本経済新聞』2012年3月26日）

次のような発言があったとの報道もある。

「県立鹿児島中央高校の池田久幸校長は「秋入学には期待するところも懸念するところもある」と話し、懸念材料として経済的負担の大きさ、学力低下、大学の二極化の3点を挙げた。」（「秋入学めぐり懸念や期待 鹿大でシンポジウム、200人参加し議論」『朝日新聞』鹿児島版2012年4月25日）

もちろん、大学の財政問題だけで秋入学制度に反対するわけではない。日本の大学の国際化・教育力の向上のために秋入学制度が大きく貢献するのなら、導入を前向きに検討すべきだろう。とはいえ、起きうる事態を予測したうえで、二層構造の出現を教育の国際化のために是認するか、財政基盤の弱い私学へ何らかの対策を採るか、秋入学制度導入に際して検討が必要だろう。